

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
戸建住宅委員長 山田 照  
中高層委員長 宮内 宗頼

東京都環境確保条例の改正（中間とりまとめ）等説明会の開催について  
（一定の新築建物を供給する事業者を対象とした太陽光発電等の設置義務等に係る説明）

下記により説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和4年6月6日(月) 14:00～15:00
2. 開催方法 オンライン(Zoom)
3. テーマ 東京都環境確保条例の改正（中間とりまとめ）等について  
講師：東京都環境局地球環境エネルギー一部環境都市づくり課担当者  
①延床面積2千㎡以上の新築建物（ビル等・マンション）に対して、②都内に延床面積2千㎡未満の新築建物を合計2万㎡以上供給する事業者に対して、太陽光発電設備等の設置義務とZEV充電設備最低基準の新設等を内容とする改正案のパブリックコメントが5/25から開始されたので、その概要が説明される。なお、多少の質疑時間が設けられるが、未確定部分もあり現時点での回答が難しい場合も考えられる。
4. 定 員 70名(1社1名)  
※複数名で視聴を希望される場合は、各社でモニタ・プロジェクタ等に接続してください。
5. 締 切 日 参加申込票参照(締切日前でも定員になり次第締め切ります。)
6. 申込方法 (1)参加申込票にご記入の上、E-mailでお申込みください。  
(2)参加申込票到着後、①申込受付案内、②資料案内、③当日の案内E-mailを各参加者宛に順次送信します。開催日前日までにE-mailが届かない場合はお問合せください。  
(3)参加申込票Zoom利用実績「無」に印を付けていただいた方、及び希望される方には簡易マニュアルを送信させていただきます。  
注)①申込受付案内、③当日の案内E-mailには、ログイン用URL、ID、パスワードが記載されています。
7. 資 料 (1)事前配付制。PDF形式。  
(2)資料案内E-mail(申込方法(2)②)で、次のいずれかにより配付します。  
①E-mailに資料を添付。  
②E-mailに資料のダウンロード方法を記載。
8. 注意事項 (1)次の内容については、参加者自身が行ってください。  
①PC等とソフトウェアの準備とセットアップ  
②インターネットへの接続、通信及びそのための機器の準備とセットアップ  
③必要に応じたセキュリティ対策の実施  
④資料の印刷  
⑤その他参加のために必要な準備  
(2)当日利用するPC等にZoomがインストールされている必要があります。  
①利用したことがない場合は、ミーティング用Zoomクライアントをインストールしてください。詳細は下記URLをご覧ください。  
[https://zoom.us/download#client\\_4meeting](https://zoom.us/download#client_4meeting)  
②当日利用するPC等で事前テストを実施して、スピーカーから音声が出ること、カメラ(内蔵又は外付)で映像が映ることを確認してください。詳細は下記URLを

ご覧ください。https://zoom.us/test

- (3) PC等の性能、通信環境により、映像、音声の状態が異なる場合があります。光回線を経由した有線LAN接続等の安定した通信環境で参加してください。
- (4) 所属する会社に次のルール等がある場合は、参加可能であることを確認してください。
  - ① オンラインセミナー受講に関するルール等
  - ② インターネットを経由する外部コンテンツへの接続と接続時間に関するルール等
- (5) 7の(2)いずれかの方法で資料を取得できること。
- (6) ログイン用URL、ID、パスワードを申込者以外の第三者に提供しないでください。
- (7) 録画、録音、複製、インターネット等ネットワーク上での転載・配信等の公開は形式を問わず固くお断りします。
- (8) 資料の無断転載・複製、転送、及びインターネット等ネットワーク上での転載・配信等の公開は形式を問わず固くお断りします。
- (9) 対面の会場及びオンラインにおいて、当協会及び当協会が取材を許可した者による写真の撮影、またはオンライン画面のスクリーンショットの保存が行われる予定であり、講師を含む来場者が映り込んでいる場合があります。それらは、①全住協ホームページ、②会報全住協、全住協メールマガジン等当協会の各種発行物、③当協会が取材を許可した者が作成した記事を掲載するホームページ、及び新聞、雑誌等で使用され露出される場合がありますので予めご了承ください。

9. 問合せ先 事務局 田島・原田 TEL 03-3511-0611

以上

令和 年 月 日

東京都環境確保条例の改正（中間とりまとめ）等説明会

E-mail t\_harada@zenjukyo.jp

会社名	
住所	都道府県 市区町村 TEL
担当者	E-mail
テーマ	東京都環境確保条例の改正（中間とりまとめ）等について
日時	令和4年6月6日（月） 14:00～15:00（締切日 6月2日(木)）
定員	70名(先着順とさせていただきます。)
氏名	
事業所等	
役職	
E-mail	
個人情報への同意	(1) 個人情報の取扱いは、全住協HPをご確認ください。https://www.zenjukyo.jp/ (2) 画面上に参加者の氏名及び映像等が他参加者に表示されます。 (3) 事後検証のため録画を行います但公開はしません。参加者は録画できません。 (4) 講師及び所属先に参加者情報（会社名/住所/部署・役職/氏名）を提供させていただきます。 (5) 参加者名簿を参加者に配付します。参加者名簿には参加者情報(会社名/部署・役職/氏名)が記載されます。 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに同意する(必須) ※✓を付けてください。
注意事項への同意	<input type="checkbox"/> 注意事項に同意します。(必須) ※✓を付けてください。
	Z o o m利用実績(有・無)
問合せ先	一般社団法人全国住宅産業協会 事務局 田島・原田 TEL 03-3511-0611 E-mail t_harada@zenjukyo.jp

## 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正（中間のまとめ）【概要】

健康や生活の持続可能性が大きく脅かされる非常事態に直面  
・ 直面するエネルギー危機は構造的な問題であり、長期化の懸念  
・ 大規模な気象災害が頻発するなど、気候危機は更に深刻化

健康や生活の持続可能性が大きく脅かされる非常事態に直面  
・ 直面するエネルギー危機は構造的な問題であり、長期化の懸念  
・ 大規模な気象災害が頻発するなど、気候危機は更に深刻化



化石燃料に依存した我が国において、「脱炭素化」の取組が、  
エネルギー安全保障の確保と一体であることが改めて明らかに。

2030年カーボンハーフ  
に向けた制度強化  
の基本的考え方

直面する危機を乗り越えるため、エネルギーを「減らす・創る・蓄める」の徹底が必要  
○ 建物のゼロエミッション化（都内CO<sub>2</sub>排出量の7割を占める建物対策の強化）  
○ 再生エネルギーの基幹エネルギー化（再生電力<sup>※</sup>を調達しやすいビジネス環境の構築）  
○ 脱炭素経営と情報開示に意欲的に取り組む事業者の後押し

※ 再生エネルギーの持続可能性に係る観点にも留意



✓ 2030年カーボンハーフの実現に向けたあらゆる主体の行動を加速し、  
脱炭素に向けた社会基盤を早期に確立

✓ 脱炭素のみならず、「災害にも強く、健康的で快適な暮らし」へ転換、  
脱炭素型の事業活動ができる「投資や企業を惹きつける魅力ある都市」へ

## 制度強化・拡充のポイント

## ＜新築建物＞

大規模

## 強化・拡充

## 建築物環境計画書制度

- 太陽光発電設備等の設置義務、ZEV充電設備最低基準（義務基準）の新設、断熱・省エネ性能の最低基準（義務基準）を国基準以上に強化（マンション等の住宅を含む）
- 3段階の評価基準を強化・拡充し、再生エネルギーやエネマネ等への備え、低炭素資材の利用、生物多様性への配慮等の更なる取組を誘導等

新築

2,000㎡以上

新築

2,000㎡未満

中小規模

## 新設

一定の新築建物に供給する事業者を対象に、

- 太陽光発電設備等の設置義務<sup>※</sup>、ZEV充電設備最低基準（義務基準）の新設、断熱・省エネ性能の最低基準（義務基準）を国基準以上に設定
- 断熱・省エネ性能等の誘導基準も併せて導入し、積極的に取り組む事業者を後押し等 <sup>※</sup>事業者単位で総量として設置義務を課し、事業者が受取に義務履行ができる仕組み

## 住宅等の一定の中小新築建物への新制度

## ＜既存建物＞

大規模

## 強化・拡充

## 東京キャップ&amp;トレード制度

- カーボンハーフを見据えた削減義務率の設定
- 再生エネルギーに係る目標設定・取組状況等の報告・公表の義務付け
- 事業者の動向や調達手法の多様化を踏まえ、再生設備の導入や再生エネルギーの高い電力の利用を更に進める仕組み
- 積極的な取組を後押しするインセンティブ策等

新築

2,000㎡未満

## 強化・拡充

## 地球温暖化対策報告書制度

- 都による2030年に向けて取り組むべき省エネ・再生エネルギーに係る目標となる達成水準の提示、事業者の報告書による達成状況の報告・公表の義務付け
- 再生エネルギーに関する報告内容の拡充
- 積極的な取組を後押しするインセンティブ策等

エリア

(都市開発

・エネマネ)

## 強化・拡充

## 地域エネルギー有効利用計画制度

- ゼロエミ地区の創出に向け、都が策定するガイドラインを踏まえ、開発事業者自らが開発計画検討のより早い段階で脱炭素化を見据えた方針を策定・公表する制度に再構築し、エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超えた多面的な取組（資源・生物多様性、適応策・レジリエンス等）を誘導
- 高度なエネマネ等の積極的かつ他の開発への波及が期待される取組等を行った事業者が評価されるよう都による公表の方法や内容を拡充
- 地域冷暖房区域における脱炭素化に資する取組を評価するとともに、今後積極的な導入が期待される取組を求める仕組みに拡充等

※ 条例制度の強化と合わせて、既存施設等を通して、既存開発地区を含め、高度なエネマネの拡大、広域化等促進

## 強化・拡充

## エネルギー環境計画書制度

- 都は電気供給事業者が定める目標の指針として、都内供給電力に占める再生エネルギー割合<sup>※</sup>の2030年度目標水準を設定・提示
- 各供給事業者に対する報告・公表の義務化
- 都が示す目標水準を踏まえた2030年度目標の設定、2030年度までの各年度の計画策定、報告・公表
- 目標達成の進捗を確認するため、都内供給電力の再生エネルギー割合・電源構成について各年度の実績の報告・公表
- 特に前年度に新たに設置された再生エネルギーからの調達に着目し、その調達計画や都内供給量に占める調達割合の実績の報告・公表
- 多様な再生エネルギーメニューから選択できる環境の整備、意欲的な事業者を後押しする仕組み等

再生エネルギー供給

※ 証書（非化石証書、グリーン電力証書、ノックレジット）等による再生エネルギー価値の割合